

第12回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和6年5月27日（月曜日）

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|---|-----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第26号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係る
あっせん委員の指名について | 7件 |
| 第 5 | 報告第27号 農用地利用関係調整・あっせん申出の取り下げについて | 1件 |
| 第 6 | 報告第28号 農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について | 1件 |
| 第 7 | 議案第57号 農用地の賃貸借に係る合意解約について | 2件 |
| 第 8 | 議案第58号 現況証明願について | 2件 |
| 第 9 | 報告第59号 農地法第3条の規定による許可申請について | 2件 |
| 第10 | 議案第60号 農地法第5条の規定による許可申請について | 1件 |
| 第11 | 議案第61号 農用地利用集積計画の作成の要請について | 13件 |

○出席委員（15名）

1番 平山 正志 君	2番 澁谷 洋 君	3番 大泉 義明 君
5番 佐藤 松喜 君	6番 渡邊 裕義 君	7番 森田 享子 君
8番 舟山 珠代 君	9番 津野 齊 君	10番 甲斐やす子 君
11番 笛木 眞一 君	12番 山本 政弘 君	13番 熊谷 英二 君
14番 嶋中 勝 君	15番 遠藤 聡 君	16番 佐藤 徳市 君

○議事参与の制限を受けた委員（1名）

●番 ●● ●● 君

○欠席委員（1名）

4番 小野寺典男 君

○その他出席者

事務局長 村山 尚 君	事務局次長 小幡 裕也 君
振興係長 工藤 理恵 君	農地係長 青島 雅明 君
主 任 湊谷 沙紀 君	

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 只今から第12回標茶町農業委員会総会を開会いたします。

只今の出席委員は15名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。

(午前 9時45分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐藤徳市君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

11番・笛木君 13番・熊谷君

を指名いたします。

◎会期の決定について

○会長(佐藤徳市君) 日程第2。会期決定を議題といたします。

第12回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りといたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎会務報告

○会長(佐藤徳市君) 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配付のとおりであります。

◎報告第24号

○会長(佐藤徳市君) 日程第4。報告第26号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容7件を議題といたします。

お諮り致します。

番号1から番号7まで内容7件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号7まで内容7件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長(青島雅明君) はい。

報告第26号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は別紙のとおり7件となっております。

番号1

あっせん申出者、●●●●●、●●●●●さん

申出面積 27.8h a

指名年月日 令和6年4月25日

申出の種類 賃貸借

指名あっせん委員は、渡邊委員、森田委員、嶋中委員。

番号2

あっせん申出者、●●●●●、●●●●●さん、

申出面積 73.8h a

指名年月日 令和6年4月30日

申出の種類 賃貸借

指名あっせん委員は、小野寺委員、津野委員、山本委員、遠藤委員。

番号3

あっせん申出者、●●●●●、●●●●●さん、

申出面積 4.3h a

指名年月日 令和6年4月25日

申出の種類 賃貸借

指名あっせん委員は、澁谷委員、舟山委員、甲斐委員、熊谷委員。

なお、番号4～7につきましては、指名年月日、申出の種類、指名あっせん委員が、番号3と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号4

あっせん申出者、●●●●●、●●●●●さん、

申出面積 86.8h a

番号5

あっせん申出者、●●●●●、●●●●●さん、

申出面積 15.2h a

番号6

あっせん申出者、●●●●●、●●●●●さん、

申出面積 45.3h a

番号7

あっせん申出者、●●●●●、●●●●●さん、
申出面積 33.0h a
以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1から番号7まで、内容7件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。
原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号7まで内容7件については報告のとおり承認されました。
以上をもって、報告第26号、内容7件は報告のとおり承認されました。

◎報告第27号

○会長（佐藤徳市君） 日程第5。報告第27号、農用地利用関係調整・あっせん申出の取り下げについて、内容1件を議題といたします。

番号1を議題といたします。
事務局より内容説明させます。
農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

報告第27号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出の取り下げについて、農用地利用関係調整・あっせん申出について別紙のとおり取り下げがあったので報告するものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1

あっせん申出取り下げ者、●●●●●、●●●●●さん。

申出面積、73.8h a

指名年月日、令和6年4月30日。

申出の種類、賃貸借。

取り下げ申出年月日、令和6年5月15日。

取りやめ面積、58.0h a

取りやめの理由については、都合によりとなっております。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。
これより本件については採決いたします。
報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。
よって、番号1は報告のとおり承認されました。
以上をもって、報告第27号、内容1件は報告のとおり承認されました。

○会長(佐藤徳市君) 日程第6。報告第28号、農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について、
内容1件を議題といたします。
番号1を議題といたします。
事務局より内容説明させます。
農地係長青島君。

○農地係長(青島雅明君) はい。
報告第28号について説明させていただきます。
農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。
別紙のとおり1件となっております。

番号1

あっせん賃貸借申出者 ●●●●●、●●●●●さん

あっせん委員長 嶋中委員

あっせん委員 渡邊委員、森田委員

報告年月日 令和6年5月8日

借受人、地番、金額等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在、字西熊牛原野48-11

現況地目、畑

面積、344㎡外20筆、合計面積は232,144.53㎡

年間賃貸料 334,469円

借受人氏名 ●●●●●さん

賃貸借期間 公告の日から令和11年5月29日

続きまして、

土地の所在、字栄189-2

現況地目、畑

面積、25,792㎡外4筆、合計面積は45,959㎡

年間賃貸料、75,360円

借受人氏名、●●●●●さん

賃貸借期間、公告の日から令和11年5月29日

なお番号1につきましてはあっせん委員長であります嶋中委員より報告をお願い致します。

- 会長（佐藤徳市君） 14番・嶋中君。
- 14番（嶋中勝君） 14番・嶋中です。

報告第28号、番号1について報告いたします。

あっせん委員の指名がありましたので、現地調査にて賃貸料の算定を行いました。

●●●●さんに承諾を得ましたので、令和6年5月8日に磯分内酪農センターにおいて第2回あっせん委員会を開催し、借り受け希望者を調整し、●●●●さん、●●●●さんに決定しました。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

- 会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、14番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第28号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎議案第57号

- 会長（佐藤徳市君） 日程第7。議案第57号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容2件を議題と致します。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

- 振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第57号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示は、別紙のとおり2件となっております。

番号1

賃借人、●●●●●●、●●●●●●さん

賃貸人、●●●●●●、●●●●●●さん

土地の表示、字オソツベツ213-2

地目、登記簿、現況ともに畑

面積、26,690㎡外9筆、合計面積は124,922㎡

設定内容、賃貸借

契約年月日、平成30年3月31日

契約期間、平成30年3月31日から令和10年3月30日まで

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和6年5月7日となっております。

なお、番号1については澁谷委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君）2番・澁谷君。

○2番（澁谷洋君）2番、澁谷です。

議案第57号、番号1について説明させていただきます。

5月13日に現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人の要望により、賃借人と合意解約するものです。

賃貸人、●●●●さんと、賃借人、●●●●さんの賃貸借の解約が合意された日は、土地の引渡時期から6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君）以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、2番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題といたします。

事務局より内容説明をさせます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君）はい。

番号2

賃借人、●●●●●、●●●●●さん

賃貸人、●●●●●、●●●●●さん

土地の表示、字標茶534-1の内

地目、登記簿、現況ともに畑

面積、59,378㎡外1筆、合計面積は59,473㎡

設定内容、賃貸借

契約年月日、令和5年3月3日

契約期間、令和5年3月3日から令和14年5月30日まで

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和6年5月7日となっております。

なお、番号2については大泉委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 3番・大泉君。

○3番（大泉義明君） 3番、大泉です。

議案第57号、番号2について説明させていただきます。

5月26日に現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人の要望により、賃借人と合意解約するものです。

賃貸人、●●●●さんと、賃借人、●●●●さんの賃貸借の解約が合意された日は、土地の引渡時期から6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、3番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第57号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第58号

○会長（佐藤徳市君） 日程第8。議案第58号、現況証明願について、内容2件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第58号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり2件となっております。

番号1

土地の所在、字虹別原野69線99-1

登記簿地目、畑

現況、農地、採草放牧地以外

農地区分、一般民有地

利用状況、雑種地

面積、15,841㎡

所有者名、●●●●さん

申請者名、●●●●さん

調査委員は、平山委員、大泉委員、佐藤松喜委員、笛木委員

調査年月日、令和6年5月14日

なお、調査結果につきましては、佐藤松喜委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 5番・佐藤松喜君。

○5番（佐藤松喜君） 5番、佐藤です。

議案第58号、番号1について報告いたします。

令和6年5月14日に平山委員、大泉委員、笛木委員と私、事務局より青島係長と現地調査をしてまいりました。

資料の1ページから2ページをご覧ください。

当該地の現況は、雑種地となっており、隣接農地とはっきりと分けられておりました。以上のことから、この土地は農地・採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、5番、佐藤君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続きまして番号2を議題といたします。

事務局より内容説明をさせます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号2

土地の所在、字虹別400-20

登記簿地目、畑

現況、農地、採草放牧地以外

農地区分、一般民有地

利用状況、原野

面積、2,516㎡

所有者名、●●●●さん

申請者名、●●●●さん

調査委員は、平山委員、佐藤松喜委員、笛木委員

調査年月日、令和4年4月13日

なお、調査結果につきましては、平山委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 1番・平山君。

○1番（平山正志君） 1番、平山です。

議案第58号、番号2について報告いたします。

令和4年4月13日に佐藤松喜委員、笛木委員と私、事務局より大河原主任と現地調査をしてまいりました。

資料の3ページから4ページをご覧ください。

当該地の現況は、原野となっており、隣接農地とはっきりと区別されておりました。以上のことから、この土地は農地・採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号2について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、1番、平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第58号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第59号

○会長（佐藤徳市君） 日程第9。議案第59号、農地法第3条の規定による許可申請について、内容2件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第59号について説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり 2 件であります。

番号 1

譲渡人、●●●●●、●●●●●さん

譲受人、●●●●●、●●●●●さん

土地の所在、字クチョロ原野 3 7 4 - 9

地目、登記簿、現況ともに畑

面積、68,695㎡

契約の種類、売買

譲渡人 相手方の希望による、譲受人 経営規模拡大のため

資金調達の方法及び価格 自己資金 1,800,000円

譲渡人構成員 2 名

畑 譲受人 2,193,319㎡うち借入地1,894,470㎡。

経営状況につきましては、説明を省略させていただきます。

なお、調査結果につきましては舟山委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 8 番・舟山君。

○ 8 番（舟山珠代君） 8 番、舟山です。

議案第 5 9 号、番号 1 について報告いたします。

5 月 1 6 日に現地調査を行ってまいりました。

この売買契約については、●●●●●さんは相手方要望により農地を譲渡し、●●●●●さんは経営規模拡大のため、今回の申請となりました。

申請地を取得する●●●●●さんについては、農地法第 3 条の許可要件を満たしており、許可については問題がないと判断いたします。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました 8 番・舟山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 については原案可決されました。

続いて番号 2 を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号 2

譲渡人、●●●●●、●●●●●さん。

譲受人、●●●●●、●●●●●さん。

土地の所在、字クチヨロ原野北20線東38。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、49,502㎡外1筆、合計面積は57,430㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人、離農しているため、譲受人、経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金で1,500,000円。

譲受人構成員4名。

農地、684,416㎡うち借入地684,416㎡。

経営の状況については、説明を省略させていただきます。

なお、調査結果につきましては、舟山委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 8番・舟山君。

○8番（舟山珠代君）8番、舟山です。

議案第59号、番号2について報告いたします。

5月16日に現地調査を行ってまいりました。

この売買契約については、●●●●●さんは離農しているため農地を譲渡し、●●●●●さんは経営規模拡大のため、今回の申請となりました。

申請地を取得する●●●●●さんについては、農地法第3条の許可要件を満たしており、許可については問題がないと判断いたします。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました8番・舟山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第59号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第60号

○会長（佐藤徳市君） 日程第10。議案第60号、農地法第5条の規定による許可申請について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第60号について説明させていただきます。

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による農地転用のための権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり1件であります。

番号1。

所有者、●●●●●、●●●●●さん。

転用者、●●●●●、●●●●●さん。

土地の所在、字虹別465-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、715.04㎡

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、使用貸借

転用目的は、従業員宿舎建設のため

転用計画内容、期間、許可日から永久。

従業員宿舎23.78㎡、従業員宿舎駐車場用地285.82㎡、通路用地277.45㎡、通路兼駐車場用地127.99㎡。

調査委員は、平山委員、佐藤松喜委員、笛木委員。

調査結果につきましては笛木委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 11番・笛木君。

○11番（笛木眞一君） 11番・笛木です。

議案第60号 番号1について報告いたします。

令和6年5月7日に平山委員、佐藤松喜委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料5ページから6ページに記載されていますのでご覧ください。

申請者は、萩野で営農する●●●●●さんで、貸主の●●●●●さんの土地に従業員宿舎建設を目的とし、農地の永久転用を申請するものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、契約内容及び転用の目的、転用計画については、記載のとおり確認しています。

実行性、信用力については、転用にかかわる行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

当該地は農振農用地区域内農地であることから原則不許可ですが、今後も営農を続けるうえで、必要な施設の建設であり、転用については問題ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました11番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。
これより本件については採決致します。
原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。
よって、番号1については原案可決されました。
以上をもって、議案第60号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第61号

○会長（佐藤徳市君） 日程第11。議案第61号、農用地利用集積計画の作成の要請について、
内容13件を議題といたします。

お諮りいたします。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上、一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。
よって、番号1から番号2まで内容2件を、一括議題といたします。
事務局より内容説明させます。
振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第60号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり13件となっております。

番号1

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●●、●●●●●さん

土地の所在、字西熊牛原野48-11

地目、登記簿牧場、現況畑

面積344㎡外20筆、合計面積は232,144.53㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定

利用権設定等の内容、普通畑

成立する法律関係、賃貸借

利用権の期間、令和6年5月30日から令和11年5月29日

金額、年間334,469円

支払方法は毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号2については、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号1と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号2

利用権の設定等を受ける者、●●●●●●、●●●●●●さん

土地の所在、字栄189-2

地目、登記簿、現況ともに畑

面積25,792㎡外4筆、合計面積は45,959㎡

金額、年間75,360円となっております。

なお、番号1から番号2は、あっせん案件でありますのであらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件については原案可決されました。

お諮りいたします。

番号3から番号4まで内容2件について、審議の都合上、一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3から番号4まで内容2件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号3

利用権の設定等を受ける者、●●●●●●、●●●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●●●、●●●●●●さん

土地の所在、字上オソツベツ原野西3-8

地目、登記簿山林、現況畑

面積、13,952㎡

成立する法律関係、賃貸借

利用権の期間、令和6年5月30日から令和11年5月29日

土地の引渡時期、令和6年5月30日

金額は、年間5,215円

支払方法は毎年10月末までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号4については、利用権の設定等を受ける者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内

容、成立する法律関係、土地の引渡時期、支払方法が番号3と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号4

利用権の設定等をする者、●●●●●、●●●●●さん

土地の所在、字上オソツベツ原野338

地目、登記簿、現況ともに畑

面積、19,758㎡外3筆、合計面積は44,791㎡

金額は、年間76,067円

以上です。

なお、番号3から番号4については澁谷委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 2番・澁谷君。

○2番（澁谷洋君） 2番、澁谷です。

議案第61号、番号3から番号4について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、5月13日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●●さん、●●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました2番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3から番号4まで内容2件については原案可決されました。

続いて番号5を議題といたします。

なお、●番・●●●●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●●●●●君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号5

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●●、●●●●●さん

土地の所在、字オソツベツ213-2

地目、登記簿、現況ともに畑

面積、26,690㎡外9筆、合計面積は124,922㎡

成立する法律関係、賃貸借

利用権の期間、令和6年5月30日から令和10年3月30日

土地の引渡時期、令和6年5月30日

金額は、年間270,000円

支払方法は毎年10月末までに指定口座振込みとなっております。

以上です。

なお、番号5については澁谷委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 2番・澁谷君。

○2番（澁谷洋君） 2番、澁谷です。

議案第61号、番号5について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、5月13日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました2番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号5については原案可決されました。

（●●●●●君復席）

続いて番号6を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号6

利用権の設定等を受ける者、●●●●●●、●●●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●●●、●●●●●●さん

土地の所在、宇多和166-1の内

地目、登記簿牧場、現況畑

面積、1,145㎡外32筆、合計面積は351,832㎡

成立する法律関係、賃貸借

利用権の期間、令和6年5月30日から令和7年5月29日

土地の引渡時期、令和6年5月30日

金額は、年間774,030円

支払方法は毎年10月末までに指定口座振込みととなっております。

以上です。

なお、番号6については大泉委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 3番・大泉君。

○3番（大泉義明君） 3番、大泉です。

議案第61号、番号6について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、5月26日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました3番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号6については原案可決されました。

続いて番号7を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号7

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●●、●●●●●さん

土地の所在、宇虹別原野726-9

地目、登記簿、現況ともに畑

面積、49,849㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定

利用権設定等の内容、普通畑

成立する法律関係、賃貸借

利用権の期間、令和6年5月30日から令和16年5月29日

土地の引渡時期、令和6年5月30日

金額は年間159,516円

支払方法は毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

以上です。

なお、番号7については佐藤松喜委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 5番・佐藤松喜君。

○5番（佐藤松喜君） 5番、佐藤です。

議案第61号、番号7について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、5月16日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました5番・佐藤松喜君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号7については原案可決されました。

続いて番号8を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号8

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●●、●●●●●さん

土地の所在、宇多和20-1の内

地目、登記簿、現況ともに畑

面積、15,271㎡外6筆、合計面積は118,541㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定

利用権設定等の内容、普通畑

成立する法律関係、賃貸借

利用権の期間、令和6年5月30日から令和11年5月29日

金額、年間235,000円

支払方法は毎年11月末日までに指定口座振込みとなっております。

以上です。

なお、番号8については森田委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 7番・森田君。

○7番（森田享子君） 7番、森田です。

議案第61号、番号8について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、5月17日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました7番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号8については原案可決されました。

お諮りいたします。

番号9から番号10まで、内容2件について審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号9から番号10まで内容2件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長(工藤理恵君) はい。

番号9

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●●、●●●●●さん

土地の所在、字標茶240-1の内

地目、登記簿牧場、現況畑

面積、37,402㎡外14筆、合計面積は304,798㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定

利用権設定等の内容、普通畑

成立する法律関係、賃貸借

利用権の期間、令和6年5月30日から令和16年5月29日

金額、年間609,596円

支払方法は毎年11月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号10については、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、土地の引渡時期、支払方法が番号9と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号10

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん

土地の所在、字西標茶137-4の内

地目、登記簿牧場、現況畑

面積、49,131㎡外4筆、合計面積は168,740㎡

金額、年間337,480円

以上です。

なお、番号9から番号10については舟山委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長(佐藤徳市君) 8番・舟山君。

○8番(舟山珠代君) 8番、舟山です。

議案第61号、番号9から番号10について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、5月16日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手側の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さん、●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました8番・舟山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号9から番号10まで内容2件については原案可決されました。

続いて番号11を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号11

利用権の設定等を受ける者、●●●●●●、●●●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●●●、●●●●●●さん、

土地の表示、字標茶534-1の内

地目、登記簿、現況ともに畑

面積、59,378㎡外1筆、合計面積は59,473㎡

設定内容、賃貸借

利用権設定等の種類、賃借権の設定

利用権の期間、令和6年5月30日から令和7年5月29日

金額、年間60,000円

支払方法は毎年11月末日までに指定口座振込みとなっております。

以上です。

なお、番号11については甲斐委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 10番・甲斐君。

○10番（甲斐やす子君） 10番、甲斐です。

議案第61号、番号11について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、5月21日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました10番・甲斐君の報告を終わります。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号11については原案可決されました。

続いて番号12を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号12

利用権の設定等を受ける者、●●●●●●、●●●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●●●、●●●●●●さん。

土地の所在、宇塘路原野159-1

地目、登記簿、現況ともに畑

面積、46,865㎡外7筆、合計面積は169,826㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定

利用権設定等の内容、普通畑

成立する法律関係、賃貸借

利用権の期間、令和6年5月30日から令和11年5月29日

土地の引渡時期、令和6年5月30日

金額は年間400,000円

支払方法は毎年11月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号12については遠藤委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 15番・遠藤君。

○15番（遠藤聡君） 15番、遠藤です。

議案第61号、番号12について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、5月26日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました15番、遠藤君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号12については原案可決されました。

続いて番号13を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

番号13

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●●、●●●●●。

土地の所在、字阿歴内148-1の内。

地目、登記簿牧場、現況畑。

面積、23,313㎡

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間、令和6年5月30日から令和7年3月31日まで。

土地の引渡時期、令和6年5月30日。

金額は無償。

支払方法はなしとなっております。

なお、番号13については遠藤委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 15番・遠藤君。

○15番（遠藤聡君） 15番、遠藤です。

議案第61号、番号13について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、5月26日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●は、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました15番・遠藤君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号13件については原案可決されました。

以上をもって、議案第61号、内容13件については原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐藤 徳市君） これをもちまして、第12回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

第12回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

（午前10時43分閉会）